

「カルボスルファン」、「ジチアノン」、「テブフェンピラド」及び「ベンフラカルブ」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 8 年 6 月 23 日  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

1. カルボスルファン
2. ジチアノン
3. テブフェンピラド
4. ベンフラカルブ

## カルボスルファン

## 1. 今回の評価要請の経緯

令和5年6月30日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

なお、代謝物であるカルボフランについても残留基準が設定され、食品健康影響評価が行われている。

## 2. 評価要請物質の概要

名称	カルボスルファン (carbosulfan)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	カルバメート系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。 (IRAC分類：1A)	
日本における登録状況	初回登録年	1983年
	登録農薬数	9
	適用作物	さとうきび、ピーマン、水稲（箱育苗）等
	使用方法	土壌混和、散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルボスルファン ADI = 0.01 mg/kg体重/日 (2023) ARfD = 0.02 mg/kg体重 (2023)</li> <li>・代謝物（カルボフラン） ADI = 0.001 mg/kg体重/日 (2023) ARfD = 0.001 mg/kg体重 (2023)</li> </ul>
	国際基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルボスルファン 基準なし</li> <li>・代謝物（カルボフラン） 基準なし</li> </ul>
	諸外国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルボスルファン 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし</li> <li>・代謝物（カルボフラン） 米国：米、バナナ等 カナダ：にんじん、たまねぎ等 EU：オレンジ、綿実の種子等 豪州：綿実、ひまわりの種子</li> </ul>

	ニュージーランド：基準なし
<p>食品安全委員会 での評価等</p>	<p>・カルボスルファン 平成23年 2月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.005 mg/kg体重/日 ARfD = 0.005 mg/kg体重</p> <p>・代謝物（カルボフラン） 平成21年 2月 9日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 1月20日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.00015 mg/kg体重/日 ARfD = 0.00015 mg/kg体重</p>

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

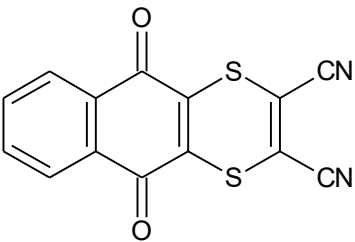
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ジチアノン

## 1. 今回の評価要請の経緯

令和6年6月21日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価要請物質の概要

名称	ジチアノン (dithianon)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	<p>広範囲の酵素のSH基と不可逆的に反応して菌の代謝経路をブロックすることで、殺菌効果を示すものと考えられている。</p> <p>(FRAC分類：M9)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1962年
	登録農薬数	3
	適用作物	かんきつ、もも等
	使用方法	散布、無人航空機による散布
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg体重/日 (2013) ARfD = 0.1 mg/kg体重 (2013)
	国際基準	アーモンド、ぶどう、ホップ等
	諸外国	米国：ホップ、コーン等 カナダ：りんご、ぶどう等 EU：グレープフルーツ、オレンジ等 豪州：にんじん、セロリ等 ニュージーランド：ぶどう、核果類等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 8月 6日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成22年 6月17日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成29年 8月30日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成30年12月 4日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.01 mg/kg体重/日 ARfD = 0.1 mg/kg体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

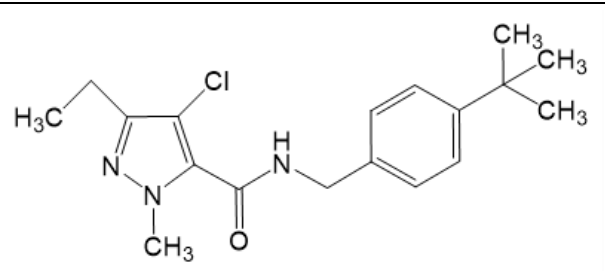
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# テブフェンピラド

## 1. 今回の評価要請の経緯

令和6年9月17日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価要請物質の概要

名称	テブフェンピラド (tebufenpyrad)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	<p>ピラゾール環を有する殺虫剤であり、ミトコンドリア電子伝達系複合体 I 阻害による呼吸阻害により殺虫作用を示すと考えられている。</p> <p>(IRAC分類：21A)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1993年
	登録農薬数	6
	適用作物	なす、すいか等
	使用方法	散布
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	カナダ：ぶどう EU：りんご、にんじん等 豪州：仁果類 米国、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成23年 1月20日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼            平成30年 5月22日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 令和 5年 3月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼            令和 5年 5月17日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.0082 mg/kg体重/日</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ARfD = 0.15 mg/kg体重</span> </p>	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ベンフラカルブ

## 1. 今回の評価要請の経緯

令和5年6月30日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

なお、代謝物であるカルボフランについても残留基準が設定され、食品健康影響評価が行われている。

## 2. 評価要請物質の概要

名称	ベンフラカルブ (benfuracarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	カルバメート系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。 (IRAC分類：1A)	
日本における登録状況	初回登録年	1986年
	登録農薬数	14
	適用作物	稲（箱育苗）、さとうきび等
	使用方法	散布、土壌混和、株元散布
国際機関、海外の状況	JMPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンフラカルブ</li> <li>毒性評価なし</li> <li>・代謝物（カルボフラン）</li> <li>ADI = 0.001 mg/kg体重/日（2023）</li> <li>ARfD = 0.001 mg/kg体重（2023）</li> </ul>
	国際基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンフラカルブ</li> <li>基準なし</li> <li>・代謝物（カルボフラン）</li> <li>基準なし</li> </ul>
	諸外国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンフラカルブ</li> <li>米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし</li> <li>・代謝物（カルボフラン）</li> <li>米国：米、バナナ等</li> <li>カナダ：にんじん、たまねぎ等</li> <li>EU：オレンジ、綿実の種子等</li> <li>豪州：綿実、ひまわりの種子</li> </ul>

<p>食品安全委員会 での評価等</p>	<p style="text-align: center;">ニュージーランド：基準なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンフラカルブ 平成23年 2月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.0089 mg/kg体重/日 ARfD = 0.0092 mg/kg体重</li>   <li>・代謝物（カルボフラン） 平成21年 2月 9日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 1月20日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 2年 2月 4日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.00015 mg/kg体重/日 ARfD = 0.00015 mg/kg体重</li> </ul>
--------------------------	--

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議